

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表八(二) 合四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

外国子会社 の名称等	名 称	1						
	本たる所 又は事 は務 主所	国 名 又 は 地 域 名	2					
		所 在 地	3					
	主 たる 事 業	4						
	発 行 済 株 式 等 の 保 有 割 合	5	%	%	%	%		
	発 行 済 株 式 等 の 通 算 保 有 割 合	6	%	%	%	%		
益 金 不 算 入 等 の 計 算 額	支 払 義 務 確 定 日	7		
	支 払 義 務 確 定 日 まで の 保 有 期 間	8						
	剰 余 金 の 配 当 等 の 額	9	() 円	() 円	() 円	() 円		
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	() 円	() 円	() 円	() 円		
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無		
	益等 金の 不 算 入 の 計 算 額 の 対 象 と な ら な い 損 金 算 入 配 当	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無	
	損 金 算 入 対 応 受 取 配 当	(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	13	() 円	() 円	() 円	() 円
			損金算入対応受取配当等の額 (9) × $\frac{(14)}{(13)}$	14	() 円	() 円	() 円	() 円
	益 金 不 算 入 配 当	(16)に 対 応 す る 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$	損金算入対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	15	() 円	() 円	() 円	() 円
			(16)に 対 応 す る 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10)又は(10) × $\frac{(14)}{(13)}$	16	() 円	() 円	() 円	() 円
	の 計 算 額	剰余金の配当等の額に係る費用相当額 (9) - (16) × 5%	17	() 円	() 円	() 円	() 円	
		法第23条の2の規定により益金不算入とされる 剰余金の配当等の額 (9) - (16) - (18)	18					
		措置法第66条の8第2項若しくは第8項又は令和 2年旧措置法第68条の92第2項若しくは第9項の規 定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	19					
		(16)のうち措置法第66条の8第3項若しくは第9項 又は令和2年旧措置法第68条の92第3項若しくは第10項 の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	20					
		(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (19) + (20) + (21)	21					
法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外 国 源 泉 税 等 の 額 (10) - (17)	22							
算 入 等 の 計 算 額	(23)のうち措置法第66条の8第14項又は令和 2年旧措置法第68条の92第16項の規定により損 金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	23						
	(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 (23) - (24) (マイナスの場合は0)	24						
	益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22)欄の合計	25				円		
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25)欄の合計	26				円			
		27						